

公益財団法人沖縄県市町村振興協会評議員及び役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県市町村振興協会定款（平成24年沖縄県知事認可）第13条第1項及び第29条第1項の規定に基づき、評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬の額及びその支給基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 役員のうち、公益財団法人沖縄県市町村振興協会に常時勤務する常務理事をいう。
- (2) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給する。この場合、常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員の報酬は日額とする。

- 2 評議員には、職務執行の対価として報酬を支給する。この場合、報酬は日額とする。
- 3 常勤役員の報酬の月額、評議員及び非常勤役員（以下「非常勤役員等」という。）の報酬の日額は、別表のとおりとし、同表に掲げる各人の年間報酬の総額の範囲内とする。
- 4 前各項において、役員等が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合、又は当協会の職員を兼ね職員としての給与を支給している理事の場合は、報酬を支給しない。
- 5 第3項の日額報酬は、非常勤役員等がその職務に従事した際に支給する。ただし、法令に基づく非常勤役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その非常勤役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。
- 6 常勤役員には、前条第3号のうち賞与として期末手当を支給する。
- 7 前項の期末手当の額は、公益財団法人沖縄県市町村振興協会給与要綱(以下「給与要綱」という。)第12条の規定に準ずる額とする。
- 8 常勤役員の報酬及び期末手当の支給方法については、職員給与要綱の適用を受ける職員の例による。
- 9 常勤役員には、通勤に要する費用として、職員給与要綱第10条の規定に準ずる額の通勤手当を支給し、支給方法については、職員給与要綱の適用を受ける職員の例による。

10 常勤役員及び非常勤役員等には、退職手当は支給しない。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人沖縄県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

		区分	報酬額(月額又は日額)	年間報酬の総額
評議員		日額	30,000円	150,000円
常勤役員		月額	530,000円	9,500,000円
非常勤役員	理事長	日額	30,000円	300,000円
	理事長以外	日額	30,000円	240,000円